

○周南公立大学学位規程

(令和5年3月14日規程第16－4号)

(趣旨)

第1条 この規程は、周南公立大学学則（令和4年規程第1－3号。以下「学則」という。）第37条の規定に基づき、学位の授与に関し必要な事項を定める。

(学士の学位授与)

第2条 学長は、学則第36条の規定により卒業を認定した者に対し、学位記により学位を授与する。

(学位授与の取消し)

第3条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会の意見を聴いて学位を取り消し、学位記を返還させることができる。

2 教授会が前項に規定する議決を行う場合は、出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。

(学位記の様式)

第4条 学位記の様式は、別記様式に定めるものとする。

(事務)

第5条 この規程に関する事務は、学生支援部学務課が行う。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、学位授与に関し必要な事項は、教学マネジメント推進本部の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

第 号

卒業証書・学位記



名 前
年 月 日生

本学〇〇〇〇学部〇〇〇〇学科所定の
課程を修めて本学を卒業したことを
認め学士（〇〇〇〇〇〇）の学位を授与する

年 月 日

周南公立大学
学長 〇〇〇〇〇

